OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	自殺をめぐる倫理学的考察 : カント自殺論に即して
Author(s)	中村, 修一
Citation	医療・生命と倫理・社会. 2007, 6, p. 66-76
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/3897
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

自殺をめぐる倫理学的考察

――カント自殺論に即して――

中村修一
（大阪大学大学院文学研究科博士後期課程、哲学哲学史）

現在日本での自殺者は、1日に平均 90 人、年間で約 3 万人を数える。日本は世界有数の自殺大国である。とりわけ近年では、自殺に絡んだニュースに触れる機会も増え、社会全体の自殺に対する関心はいやおうなく高まってきているものと思われる。それとともに、自殺者遺族の自殺撲滅に向けた声が大きくなってきていることも見逃せない。こうした傾向を無視できなくなった国会は、超党派の議員立法による「自殺対策基本法」を 2006 年 6 月 21 日に成立させた（同年 10 月 28 日より施行）。自殺は社会問題として公的に認知され、具体的には自殺者数の抑制を目的とする自殺対策が、官民一体となって総合的に取り組むべき課題として位置づけられたのである。

ところで、自殺を撲滅すべしという自殺者遺族の声、自殺者数をできるだけ抑制すべしという国の政策決定においては、自殺は避けるべき行為であるという見解が、自明のこととして前提されているといえる。そして社会全体の自殺に対する関心の高まりも、本来自殺は避けるべき行為であるという自殺に対する見解を前提にしていると考えてよい。そうでないとしたら、つまり社会が自殺という行為を肯定的に捉えているとしたら、自殺への関心の高まりも国会に対する自殺対策基本法成立への圧力へとつながることはなく、その法案自体が成立どころか審議の対象としても取り扱われなかったと考えられるからである。

では、この前提、つまり自殺を避けるべしという規範は自明なのだろうか。

わたしたちは概して、他人に迷惑をかけなければ自分のことは自分で決めてよい、という規範の下で日常を過ごしているのではなかろうか。この規範の洗練された表現を J・S・ミルの他者危害原則と自由の概念に見出すことができる[1]。それに従うなら、他者の権利を侵害しない限り、自殺も許容されることになる。事実、それに基づき、著名な生命倫理学者であるエンゲルハートは、自殺を積極的に擁護している[2]。

ともあれ、自殺を避けるべしという規範を自明とは考えない者、言い換えればこの規範を共有しない者にとっては、当然この規範は正当性を持ちえないことになり、現在の自殺に対する社会の取り組み自体が空虚な営みとうつるに違いない。

ところで、カント（Immanuel Kant, 1724-1804）はこの規範を擁護する立場に立つ代表的倫理学者である。カントは自殺の禁止を主張する。ただし、カントはもちろんたんに自殺の禁止を自明の規範であると主張するのではない。自身の倫理学の原則に基づいてこの規範を基礎付ける。つまりカントは自殺を避けるべしという規範を自明とは考えない者にもその規範を受け入れさせるべく、自身の倫理学説に基づく論拠を提出することで、自殺の禁止の主張の正当化を試みるのである。

本稿は、自殺の禁止を主張するカントの自殺論を検討することで、現在社会に広く共有されていると思われる、自殺を避けるべしという規範の正当性に反省を加える際のひとつ

の手がかりを提供することを目的とする。また、生命倫理の扱う主要テーマのひとつに、延命処置の拒否による自殺、あるいは広義の自殺として規定可能な安楽死および尊厳死を社会の中にいかに位置づけるか、といった問題があることは周知の事実である。したがってカント自殺論の検討を通して自殺の倫理学的考察を試みる本稿は、そうした生命倫理の問題に向き合う際のひとつの手がかりを提供することにも直結しているのである。

カント自殺論の検討に際し、本稿では、ヘクトール・ヴィットヴェア[3]の論文「カントの自殺の禁止について」[4]に依拠する仕方で議論を進める。

ヴィットヴェアの議論は、これまでに著されてきたカント自殺論の諸解釈者とは異なる視点から展開されたものであり、大変興味深い。ヴィットヴェアは、これまでの解釈は、「定言命法の解釈への関心」（S. 181）ありきであったとみる。それに対しヴィットヴェアは、カント倫理学における定言命法の意義を軽視するわけではないが、定言命法を解釈の出発点とするという制限に縛られることなく、カントが自殺の禁止を論じる「より大きな関連」（*ibid.*）からカント自殺論を扱うという手法をとる。ヴィットヴェアは、こうしたアプローチを取ることではじめてカント自殺論の「完備した叙述」（*ibid.*）が可能になるとみているようである。事実ヴィットヴェアのこの論文は周到であり、カント自殺論を整理するには大変役立つものと思われる。

ヴィットヴェアの論文における論述は、まずカントの自殺の定義を確認し、それに続いて、カントが自殺禁止の議論のために依拠したとヴィットヴェアが考える論拠を 7 つ挙げ、それらを順に検討していくというように展開される[5]。本稿の論述もこれに沿う形で進める。ではまずカントの自殺の定義の検討からはじめよう。

1　カントの自殺の定義

ヴィットヴェアは、カントによる自殺の禁止を論じるに当たり、カントにとっての自殺の意味を規定することがぜひとも必要であると考える（Vgl. S. 180）。カントの考える自殺の概念は、今日わたしたちが自殺において考える概念「よりも狭い」（*ibid.*）と、ヴィットヴェアはみているからである。つまりヴィットヴェアは、カント自殺論解釈において、時代の隔たりがもたらす言葉の意味の違いからくる誤解に陥ることがないように、その誤解の元を断つことから議論を始める。

カントは自殺の基準を二つ挙げている。一つ目は、自身を破壊するという意図の存在である（Vgl. S. 180f.）[6]。したがって、毒入りの飲み物をただの水と信じて飲んだ結果死んでしまったような場合は、自殺から除外される。二つ目は、自殺が行為の直接の結果であるということである（Vgl. S. 181）[7]。ある行為をやめること、例えば断食によって死に至るような場合は、それは行為の間接的な結果ということになり、自殺とはみなされないことになる。念のため繰り返すと、カントのいう自殺とは、「第一に意図的に引き起こされねばならず、第二に当事者自身の行為の直接の結果でなければならない」（*ibid.*）ものとして規定される[8]。

2　カントの自殺禁止の論拠の検討

自殺の定義に続いて、ヴィットヴェアはいよいよカントの挙げる自殺禁止の論拠の検討に移る。その論拠は 7 つ挙げられる。しかし、ヴィットヴェアは、それら論拠 7 つを一つ一つ検討していくのではない。７つのうちで相互に密接に連関するものについてはひとまとめにして検討する。そのため、これから見ていくように、検討は７つではなく、都合５つのステップで行われることになる。ではヴィットヴェアの論述の順序に従い、論拠の検討に入っていこう。

1) 論拠①

「人間は、もしくは人間の生は、神の所有物である。それゆえに、人間は自分の生を自由に処理してはならない。」（S. 182）[9]

ヴィットヴェアがはじめに検討に取り掛かるカントの自殺の禁止のための論拠がこれである。この論拠については、ヴィットヴェアは、「所有物」、「人間」（もしくは「人格」）、「神」の概念の関連に関してさまざまな解釈上の問題が生じることを示しつつも、それらは道徳哲学というよりむしろ宗教哲学に属する問題であるとし、自分の解決する問題ではないとする（Vgl. S. 183）。その上で、この論拠は今日では信仰の対象でしかない神の存在を前提とするため、現代に生きるわたしたちに対して、もはや普遍的妥当性を要求することはできないとヴィットヴェアは述べる（Vgl. *ibid.*）。ヴィットヴェアはこの論拠に説得力を認めない。

2) 論拠②

「自らの生を絶つ権限が自分に与えられていると考える者は、犯罪を犯すことに対してしり込みすることはないだろう。なぜなら、その者は差し迫る罰から常にためらうことなく逃れることができると考えられるからである。それゆえ自殺は道徳的に[10]非難されなければならない。犯罪に伴う罰に対する恐怖を維持するためである。」（S. 182）[11]

自殺を意図するものは自らの生を絶つことで、自分の身に降りかかる一切の苦痛からいつでも逃れることができてしまう。そのため、罰を恐れることもなくなり、その結果、社会における犯罪に対する抑止力もなくなり、社会の秩序が維持されえないことになってしまう。ゆえに自殺は非難されるべきである。この論拠を敷衍すればこのようになろう。

重要なのは、この論拠によれば、自殺をする権限をもつことが他者に不正を働くことを許してしまうかぎりで、自殺は道徳的に非難されるべきとされる点である。自殺そのものではなく、人々が「自殺をする覚悟」（S. 184）をもつことによって社会にもたらされる悪しき帰結が問題とされている。つまり、「この自殺の禁止の基礎付けの根底にあるのは、道徳的な決断は行為の予期されうる罰と報いに左右されるという考えである。」（*ibid.*）

罰と報いという行為の帰結についての打算的計算に従って行為するというのでは、行為の許可もしくは禁止についての普遍的原理を立てることはできない。批判倫理学のカントの言葉によるなら、それは怜悧の規則を超えるものではない（Vgl. S. 185）。

この論拠は批判倫理学のカントでは道徳法則として認められない。ヴィットヴェアは、批判倫理学におけるカントの立場を重視するならば、この論拠はカント自殺論を検討する

上で重要性を持たないとする（Vgl. *ibid.*）。

これとは別にヴィットヴェアはもう一つ、この論拠を支持できない理由を挙げている。簡単に触れておこう。カントは、自殺が許されていることから必然的に他者に対して不正を働くことも許されるという考えが引き出されるとしているが、そうとはいえないとヴィットヴェアは考える（Vgl. *ibid.*）。なぜなら自殺を許されていると捉えることと他者に対する不正が禁止されていると考えることは、矛盾なく両立するからである。カントのいうように罰から逃れるために自殺を図る打算的な人間が考えられるのと同様に、他者に不正を犯さないために自殺する者[12]も考えられるのである（Vgl. *ibid.*）。

3) 論拠③

「自殺者は自身を物件として扱っており、それと同時に自分のなかの道徳的人格を破壊するから、自殺は道徳的に非難されるべきである。換言すれば、自分の生を処分することは許されない。批判倫理学の言葉を用いるならこうなる。差し迫る罰から自分を守るために自分を単なる手段として用いる権利を誰ももっていない。」（S. 182）[13]

人間は本来人格であり、決して物件ではない。人間は人格である限り、主体として存在し、自分の外のものを、ある目的実現のための手段として、つまり物件、所有物としてもつことができる所有者である。しかし人間はややもすれば自らを外的対象のように扱ってしまうことがある。つまり、自分自身を人格としてではなく物件として、つまり所有物として扱ってしまうことがある。その際、人間は所有者であると同時に所有物ということになる。これは矛盾である。ゆえに、人間は自分を物件として扱うことが許されてはならない。ところで、自殺とは、罰から逃れるために自分を手段として、つまり所有物として扱う行為である。したがって自殺は非難されるべきである。この論拠は多少説明を加えてこのようにまとめることができるだろう。

ヴィットヴェアはこの論拠にも批判を加える。ヴィットヴェアによれば、カントの目論見どおりにこの論拠が成立するのは、「自分自身を扱うということが、外的事物を扱うこととの厳密なアナロジーにおいて理解される」（S. 187）場合に限られるが、こうした理解は不可能である。

なぜなら、外的事物を扱うことと自分自身を扱うこととの間にはアナロジーの適用を許さない次のような違いがあるからである。外的事物は主体に対置されるものであるから、主体は目的の実現のために外的事物を用いるにあたり、それを「理性的な主体」（*ibid.*）として扱うことはなく、「意志を持たない客体」（*ibid.*）として扱う[14]。自ら自分の命を絶とうとする者は、自分の意志に従って行為している以上、自分を「意志を持たない客体」として扱うことはできず、「理性的な主体」として扱わざるを得ない。

カントはこの違いを見落としたのである。なお、ヴィットヴェアは主体‐外的事物の関係と自殺において見られる主体‐主体の関係の違いを、「他動詞的関係」（S. 188）と「再帰的関係」（*ibid.*）の違いとして特徴付けている。

また、いうまでもないことだが、再帰的関係においては、行為者と被行為者が同一である。したがって次のことが帰結する。自殺者は自分の生を絶つという自分で据えた目的の実現のために自殺する以上、自殺者が自らを単なる手段として扱っているということもで

きない（Vgl. S. 189）。

以上により、論拠③は、無効であることが確認される。しかしヴィットヴェアは念を入れ、さらに議論を続ける。カントは「本体人と現象人」、「叡知的主体と経験的主体」（S. 190）を区別する。この区別により人格としての主体を叡知的主体として、物件としての主体を経験的主体として把握する道が開け、行為者と被行為者の同一性という自殺を特徴付ける再帰的関係は崩されるのではないか、という反論を顧慮してのことである。

この区別には二つの解釈が考えられる。一つは叡知的主体と経験的主体は存在論的に区別されるのであって、人間はこの二つの主体の「結合」（*ibid.*）であると捉える解釈である。ヴィットヴェアによればこの解釈は「二元論のアポリア」（S. 191）に陥ることになるため、これをとることはできない。もう一つはその区別を人間の自己関係の二つの仕方と捉える「二重アスペクト説」（*ibid.*）である。しかしこの解釈をとっても、主体が二重化されるわけではなく、結局は同一の主体が前提されているのであり、再帰的関係を崩すことにはならないとヴィットヴェアは断ずる（Vgl. *ibid.*）。

こうして論拠③は「完全に反駁」（S. 190）される。

4) 論拠④

「自殺には人間の自由の自己矛盾がある。」（S. 182）[15]

「自殺を許すことは、矛盾することなしに自然法則として、つまりは法則として考えられることはできない。」（*ibid.*）[16]

自殺者は苦痛という感覚から逃れるために自分の生を絶つことを格率とする。ところで、自然から与えられる感覚は、生を刺激して促進するよう定められている。つまり自然は生の存続を自然法則とする。しかし自殺においては、その同じ感覚が生そのものの破壊をもたらす契機として作用する。したがって、矛盾なしに自殺するという格率が普遍的な自然法則として成立するとは考えられない。自然は生の存続と同時にその反対を法則とすることになってしまうからである。また、自殺の格率を法則とすることが矛盾となる以上、法則の下にある自由も、自殺においては矛盾に巻き込まれることになる。矛盾を避けるには、自殺は禁止されねばならない。これがこの論拠のいうところであろう。

ヴィットヴェアによれば、この論拠の鍵は、カントが自由にかかわる実践的法則を自然法則とのアナロジーにしたがって考えている点である（Vgl. S. 192）。この論拠、および今見たこの論拠の説明からうかがわれるように、ここでは実践的法則は自然法則に一様化されてしまっている。ヴィットヴェアの批判はこの点に向けられる。このアナロジーは成り立たない。両者の間には根本的違いがある。そしてこれはカントの道徳哲学の基本前提に基づくことでもある。ヴィットヴェアは述べる。「驚いたことに、よりによって自由と自然必然性の根本的な違いを繰り返し強調してきたカントが、自殺を論ずるや否や、人間的自由の自然主義的解釈に陥ってしまった。」（*ibid.*）

両法則の違いを挙げておけばこうなる。実践的法則は「規範的法則」、意志にかかわる「命令」であり、それはまた「遵守されない可能性」を含む（S. 193）。それに対し自然法則は「記述的法則」、原因と結果の必然的結合にかかわる「確定（Feststellung）」であり、それにそむく可能性は認められない（*ibid.*）。

この区別をきちんと踏まえるなら、苦痛を逃れるために自殺を図るという格率とは逆の格率、つまり義務に基づいて自己保存するという格率――これはカントが自然法則となると考えていたものであろう――も、自然法則としては認められない（Vgl. S. 195）。改めて確認するまでもないかもしれないが、意志の主観的原理たる格率は、それがどのようなものであれ、記述的法則である自然法則とはなりえないからである。

両法則をアナロジーにおいて捉えることが否定される以上、カントの主張するような自殺に伴う矛盾は霧消する。「自然的自己保存衝動と自殺する自由を矛盾なく考えることができる。後者は定義上前者によっては規定されえないからである。」（S. 197）

こうしてここで取り上げたカントの自殺禁止のための論拠は否定されたわけである。しかし、ここに至りヴィットヴェアはこの論拠にかかわる一つの論点をとりあげる。

この論拠の基本構造は、ある格率が普遍化（法則化）されることにより矛盾が招来される（ゆえにその矛盾を避けるためにはその格率を否定せねばならない）、というものである。ところでカントは、格率が普遍化されることの不可能性を、その格率が普遍的に「思惟されえない」場合と普遍的に「意欲されえない」場合とに分ける（S. 198）。ヴィットヴェアは、「思惟されえない」場合は、ここまで論じてきた記述的法則と規範的法則との同一視に基づく格率の普遍化の不可能性に相当するとみる（Vgl. *ibid.*）。そして、ここまでで、自殺するという格率の普遍的思惟不可能性が、自殺禁止の論拠としては成り立たないことが確認された。

だが、ある格率が普遍的に「意欲されえない」というもう一方の場合に依拠することで、自殺禁止の主張を擁護することができるのではないか。つまり、自殺するという格率は普遍的に意欲されえないということが示されるならば、それが自殺禁止のための論拠となりうるのではないか。おそらくヴィットヴェアはこうした反論を予見して、抜け目なく、こうした関連からも検討を加えるのである。

普遍的に意欲することが不可能な格率の例として、規則に違反するという例が考えられる。ある規則を破る者は、規則を破ること自体が可能であるために、その規則が妥当していることを欲せざるをえない（Vgl. S. 199）。それと同時にその者は、規則を破るという格率の普遍化によって当の規則が妥当しなくなることを欲している（Vgl. *ibid.*）。明らかなように、規則を破る者の意志は矛盾している。つまり、規則を破るという格率を矛盾なしに普遍的に意欲することはできない。

この議論は説得的である。問題は、自殺するという格率が規則に違反するという格率と同列で扱うことが可能かどうかということである。

ヴィットヴェアはそれは不可能であると考える。規則を破るという行為は、その規則が一般に妥当している社会からの離反という仕方で、そうした社会を前提にしている。普遍的に意欲することが不可能な格率に基づく行為は一般に、「その行為を可能にしている条件である他者の一定の行為様式を必要とする。」（S. 199）それに対し自殺は、自分だけで閉じている「自分宛の行為」（*ibid.*）である。したがって自殺は、行為を可能にする条件としての対他関係を前提としない。そのため、自殺するという格率の普遍化が意図されたとしても、それに矛盾することになる格率（その条件の存続を求める格率）は成立し得ない以上、ここに矛盾が生じることはない。

こうして自殺するという格率の普遍的意欲不可能性を自殺禁止の論拠とする道も閉ざさ

れるのである。

5) 論拠⑤

「自分自身を破壊する者は、自分のうちにある道徳性を無化する。その道徳性は目的自体であるので、自殺が許されているということはありえない。」（S. 182）[17]
「あらゆる責務から逃れる権限というものは存在しえない。」（*ibid.*）[18]

人間は、うちに道徳性をそなえる道徳的存在者であり、そのかぎり目的自体として存在する。道徳的存在者としての人間は目的自体であるかぎり、それを無化することは許されない。ところで人間が道徳的存在者であるということは、人間は道徳的主体として道徳法則の遵守に力を尽くすことを使命としているということである。道徳法則を遵守するためには､道徳的存在者としての人間､つまり本体人が存在していることはもちろんであるが、本体人の保存を委託されている現象人としての人間の保存、つまり人間の身体的保存が必要となる。自殺とはたんに現象人としての人間を破壊するだけではない。自殺は、それを通して、目的自体である本体人を無化する行為でもある。ゆえに自殺は禁止されねばならない。また、道徳法則の遵守――これがカントにおいては本来の自由の行使である――が人間の使命である以上、人間が道徳法則の遵守を免除される権限、つまり責務から逃れる権限は人間には認められない。自殺とは自分自身を無化することで責務から逃れる行為といえる｡よって自殺は許されない｡この論拠はこのように再構成することができるだろう。

ヴィットヴェアは、神の存在を前提とする①の論拠は別として、②から④までの論拠については、それぞれに対してカント倫理学の枠内からの「内在的批判」（S. 183）が可能であるとみる。事実これまでにみてきたように、それらの論拠は内在的批判に基づき反駁されたのであった。

しかし､ヴィットヴェアはこの論拠⑤についてはそうした批判はできないと考える｡「カントとともに道徳性は目的そのものであるということから出発するならば、この論拠は完全に説得的である」（S. 201）からである。つまりヴィットヴェアは、カント倫理学の地盤の上に立つ限り、この論拠により自殺の禁止の主張は正当化されると捉える。

ヴィットヴェアはこの点を承認する。しかし、その上でヴィットヴェアは、カント倫理学の地盤の上に立つことの是非を問題とする。

ヴィットヴェアは、道徳性が目的自体であるという前提に立脚することに伴わざるを得ないカントの難点を挙げる。カントに従えば、道徳性を備えた人間は、道徳性の法則を遵守するよう定められている。よって、人間はいかなる状況においても自由に――道徳性の法則の遵守とは自由の行使に他ならない――行為することができる。しかし、例えば精神病患者や、不正国家で捕えられ拷問を受けている政治犯を考えてみれば明らかなように、どうあっても自由を行使できない状況は存在するとヴィットヴェアは指摘する（Vgl. S. 201f.)。そうした状況にある者にとっては、道徳的存在者として自己保持せよという命令の妥当性は失われることになるとヴィットヴェアは考える（Vgl. S. 201)。そうした状況の度外視を伴う前提は､あまりに現実を無視したものといわざるを得ない｡「自己を保持せよというカントの命令は、わたしたちの道徳的直観と相容れないだろう」（S. 203)。

ヴィットヴェアの批判は、カント倫理学の形式的空虚性に向けられているといってよい

だろう。この難点を回避するには、「人間の使命は道徳性にあり」（S. 184）とするカントの前提から離れなければならない。

ところで、カント倫理学に従うなら、幸福を求める意志はいわば不純な意志であり、道徳性とはその不純な意志を道徳法則を遵守することで純化するところに成り立つ。幸福を求める意志は排除されるべきものとして扱われる。つまり、幸福に道徳的価値を認めないところに、この前提は成り立つのである。

ヴィットヴェアは人間の使命は道徳性にありという前提にいたるカントの議論を取り出し検討を加えている（Vgl. S. 205f.）。詳細には立ち入らないが、その検討を通してヴィットヴェアはその前提の論駁を図るのではない。論駁が不可能であることは先に確認したとおりである。そうではなく、人間が社会的現実の中で追い求める幸福の概念の内実を、カントは捉え損ねているということを、ヴィットヴェアはその検討を通して示そうとするのである。ヴィットヴェアはカント倫理学の空虚性という難点の原因をこの点に見出し、幸福概念の復権を図る。「「人間の使命」が一般に有意味に問題とされるべきであるなら、人間の使命は幸福な生のうちにその本質がなければならないだろう。」（S. 184f.）

ヴィットヴェアはカント倫理学の地盤から離れていく。論拠⑤はカントと前提を共有する限りで説得力をもつものであった以上、この論拠についても、ヴィットヴェアは――論拠②から④のようにそれを論駁したのではないが――説得力を認めない。

ところで、現代倫理学の問題状況は「カント対アリストテレス（幸福の追求に倫理の規準をおく立場）」、「カント対ヘーゲル（カント倫理学の形式的空虚性を批判し実質的な人倫を重視する立場）」という図式で整理できよう。改めて確認するまでもなく、ヴィットヴェアはカントではなくアリストテレス、ヘーゲルの側に与する[19]。

ヴィットヴェアは最後に、自身の構想する自殺論が、アリストテレス、ヘーゲルの立場に沿って、幸福を追い求めてやまないという人間の現実に定位するものであり、カントの自殺論とは相容れないことを簡単に確認し、論文を締めくくる(Vgl. S. 209)。

ヴィットヴェアにとってカント自殺論の検討作業は、カントの自殺禁止の議論の無力を示すという仕方で、反カント陣営に与した自殺論を立てざるを得ないということを主張するための地ならしであったようである（Vgl. S. 209 Anm.）。

おわりに

ヴィットヴェア自身が目論む自殺論の是非はさておき、ヴィットヴェアのカント自殺論の検討自体はよく整理されており、論拠①から④の批判、および論拠⑤の内在的批判不可能性の容認としてまとめられるその議論は、十分肯けるものである。

最終的にカントの自殺禁止の議論の妥当性は、論拠⑤を、正確には人間の使命は道徳性にありという前提を受け入れるかどうかに依存することになる。

ここで最後に、ヴィットヴェアがカント自殺論の検討から引き出したこの結論の意義について、簡単に考察を加えてみたい。

ヴィットヴェアのようにカントのその前提を受け入れず、反カント陣営にたった自殺論の構築へと歩を進めることも一つの考え方である。ヴィットヴェアは自身の自殺論のおとしどころを、「自殺は常に禁止されているわけではない」（*ibid.*）というテーゼにみている

ようである。自殺を容認するのではないが、自殺を例外なく禁止するわけでもないという立場である。カント倫理学の形式的空虚性の批判は、道徳法則に例外を認めないという主張の批判と軌を一にするものである（例えば、ヴィットヴェアは、精神病患者に道徳法則の遵守を求めることの非現実性を指摘していた）(Vgl. S. 209)。したがって、反カントのヴィットヴェアが、自殺が容認されるケースを容れた自殺論に落ち着くのは当然といえば当然のことである。

だがこの穏当な自殺論では、自殺を避けるべしという規範――社会に広く自明なものとして前提されていると思われる規範――の正当化の論拠として不十分なのは言うまでもないだろう。

あるいは逆に、アリストテレス、ヘーゲルではなくカントの側にとどまり、人間の使命は道徳性にありという前提を受け入れるとする。現代においてそうした立場をとる倫理学として、討議倫理学が考えられる[20]。討議倫理学は、人間性は道徳性にありという前提を引き受けつつ、言語論的転回に即してカント倫理学のモノローグ的性格の克服をはかる。

討議倫理学では、コミュニケーションが成立するための背進不可能な基盤として理想的コミュニケーション共同体の概念が析出され、そしてその成員であることが人間であることの条件とされる[21]。そして、理想的コミュニケーション共同体が成立するには、その成員同士が相互にコミュニケーションのパートナーとして承認しあうという一つの倫理（根本的規範）が前提されていなければならない。したがって、理想的コミュニケーション共同体の成員としての人間は、同時に道徳的であることが要求される[22]。さらに、そうした理想的コミュニケーション共同体は、様々な権力関係の恣意性にさらされた現実のコミュニケーションの歪みを測る規準であり、歴史的プロセスにおいて実現を目指されるべき目的自体とされる[23]。討議倫理学は、人間の使命は道徳性にあり――それは、道徳性は目的自体であるということでもあった――というカントの前提をこのように読み替え、批判的に継承していると捉えることができるだろう。

以上の説明から明らかなように、理想的コミュニケーション共同体から抜け出すことは人間をやめることである。自殺とはこうした場合に相当しよう[24]。

「自分宛の行為」である自殺は、理想的コミュニケーション共同体の成員同士の相互承認という規範に、概念的には抵触してはいないと考えられる。たとえすべての人間が自殺を図り、その規範と一体である理想的コミュニケーション共同体の存在の可能性が否定されるとしても、それは、理想的コミュニケーション共同体の概念に矛盾することにはならない。

しかし、理想的コミュニケーション共同体は目的自体とされる以上、それはたんに道徳性の概念的条件につきるものではない。それは道徳性の実質的条件でもある。したがって、理想的コミュニケーション共同体の存在の可能性を否定する行為は、目的自体を無化する行為にほかならず、反道徳的行為とされることになる。

この点を踏まえて改めて自殺について考えるなら、以下のようになろう。理想的コミュニケーション共同体の存在（実現）のためには、現実にコミュニケーションを行う人類の生存が確保されていなければならない[25]。すべての人間が自殺を図るとすると人類は滅亡し、理想的コミュニケーション共同体の存在（実現）の可能性も否定される。自殺を許容する限り、こうした事態に陥る可能性を否定できない。よって、自殺は道徳的に非難され

るべき行為となる。したがって討議倫理学に拠れば、自殺を避けるべしという規範は正当化されうると考えられよう。

カントに対立する陣営に与し、人間の使命は道徳性にありという前提を拒否するなら、自殺を避けるべしという規範を正当化することはできない。逆にその前提を受け入れるなら、それが批判的継承であるとしても、その規範の正当化は可能である。

概略的ではあるがこうした整理が許されるならば、人間の使命は道徳性にありというカントの前提を容認するか否かは、たんに、ヴィットヴェアの言うようにカントの自殺禁止の議論の成否の鍵であるだけでなく、自殺禁止の議論一般の成否の鍵であるといえるのかもしれない。

〈註〉

カントの著作からの引用はアカデミー版カント全集に基づき、巻数、ページ数の順で記す。カントの著作は以下のように略記する。*GMS* =『道徳の形而上学の基礎付け』(*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*)、*KpV* =『実践理性批判』(*Kritik der praktischen Vernunft*)、*Relig.*=『単なる理性の限界内の宗教』(*Die Religion innerhalb der Grenzen der bloßen Vernunft*)、*MST* =『道徳の形而上学・徳論』(*Metaphysik der Sitten*)、*Refl.* =『レフレクシオーン』(*Reflexionen*)。『倫理学講義』は *VE* と略記し、ページ付けについては、Gerd Gerhardt(hrsg.), *Immanuel Kant Eine Vorlesung über Ethik*, Frankfurt am Main, 1990 に依る。なお、この『倫理学講義』は 1770 年代後半から 80 年代前半にかけての講義に基づくものである。

1　ミルの他者危害原則、自由の概念とされるものは以下のとおり。他者危害原則は、「文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人に対する危害の防止である」、「人間の行為の中で、社会に従わなければならない部分は、他人に関係する部分だけである。自分自身にだけ関係する行為においては、彼の独立は、当然、絶対的である。彼自身に対しては、彼自身の身体と精神に対しては、個人は主権者である。」(J・S・ミル『自由論』、早坂忠訳、『世界の名著・38』所収、中央公論社、1967 年、224-5 頁）自由の概念は、「その名に値する唯一の自由は、われわれが他人から彼らの幸福を奪おうとしたり、それを得ようとする彼らの努力の邪魔をせぬかぎり、われわれ自身の幸福をわれわれ自身の仕方で追求する自由である。」（前掲書、228 頁）

2 H・T・エンゲルハート、『バイオエシックスの基礎付け』、加藤尚武・飯田亘之監訳、朝日出版社、1989 年、88 頁。

3　Wissenschaftlicher Assistent am Lehrstuhl für Praktische Philosophie/Rechts- und Sozialphilosophie der Humboldt-Universität zu Berlin

4　Hector Wittwer, Über Kants Verbot der Selbsttötung, in: *Kant-Studien* 92. Jahrgang/ Heft 2, 2001, S. 180-209.この論文からの引用は、本文中にページ数を示す。

5　例外を許容する不完全義務に認められる「決疑論的問題」が、例外を許さない完全義務である自殺の禁止の説明に付されている（Vgl. *MST*, 6, 423f.）のはなぜか、といったカント自殺論解釈上看過できないと思われる問題を、ヴィットヴェアは論じてない。しかし、カントが基本的には自殺の絶対的禁止を主張しているのは確かであり、ヴィットヴェアが自殺禁止の論拠を検討することでカント自殺論の「完備した叙述」足りうるとするのも誇張とはいえないだろう。

6 Vgl. *VE*, 163.

7 Vgl. *Relig.*, 6, 81 Anm.

8 ヴィットヴェアは、いまなお古典的な価値をもつものとして受け入れられているデュルケム『自殺論』にみられる自殺の定義を、対照の材料として取り上げる。デュルケムの自殺の定義は、「死が、当人自身によってなされた積極的、消極的な行為から直接、間接に生

じる結果であり、しかも、当人がその結果の生じうることを予知していた場合を、すべて自殺と名づける」（デュルケム、『自殺論』、宮島喬訳、中公文庫、1985 年、22 頁）というものである。この定義では、自殺に自身を破壊するという意図が要求されず、また自殺は行為の直接的結果に制限されてもいないため、カントの定義よりも広い（Vgl. S. 181Anm.）。

[9] Vgl. *VE,* 166f.

[10] 本稿では引用の際、moralisch、sittlich いずれも「道徳的」と訳している。

[11] Vgl. *VE,* 285.

[12] 他者に不正を犯さないために自殺する者の例として、ヴィットヴェアはゲーテ『若きヴェルテルの悩み』の「不幸な主人公」を挙げている（S. 185 Anm.）。主人公ヴェルテルは、恋敵であるアルバートを殺害しないために自らの命を絶つ。

[13] Vgl. *VE*, 164, 178f., *GMS*, 4, 429, *Refl.*, 19, 165f. Nr. 6801.

[14] 「奴隷」、「農奴」の例を挙げるまでもなく、他者も物件として、つまり意志を持たない客体として扱うことは可能である（Vgl. S. 188）。

[15] Vgl. *VE*, 161-167, *Refl.*, 19, 165f. Nr. 6801.

[16] Vgl. *GMS*, 4, 421f., *KpV*, 5, 43f..

[17] Vgl. *MST*, 6, 422f..

[18] Vgl. *ibid.*

[19] 別の論文でヴィットヴェアは、カント倫理学を批判した上で、目指されるべき倫理学の鍵概念が「道徳的な共通感覚」であることを示唆している（Hector Wittwer, Über einige Voraussetzungen und Ergebnisse der Ethik Kants, in: *Philosophisches Jahrbuch* 110. Jahrgang/1. Halbband, 2003, S. 43.）。「共通感覚」は、「普遍的理性」に対する批判の試みから再評価された、プロネーシス等と並んで現代の新アリストテレス主義において重視される概念である。

[20] 討議倫理学がヘーゲル的要素を無視しているわけではない。（霜田求、「討議倫理学における正と善」、『大阪産業大学論集　人文科学編』所収、第 92 号、1997 年、79 頁）しかし、ことカントの道徳性概念の継承という点では、討議倫理学はカントの陣営に数えいれられよう。

[21] カール-オットー・アーペル、「知識の根本的基礎付け――超越論的遂行論と批判的合理主義――」（竹市明弘編『哲学の変貌』所収）、宗像恵・伊藤邦武訳、岩波書店、1984 年、244-5 頁。

[22] カール-オットー・アーペル、「コミュニケーション共同体のアプリオリと倫理の基礎」（『哲学の変換』所収）、磯江景孜訳、二玄社、1986 年、268-9 頁。

[23] 前掲書、299-300 頁。

[24] カール-オットー・アーペル、「知識の根本的基礎付け――超越論的遂行論と批判的合理主義――」（竹市明弘編『哲学の変貌』所収）、宗像恵・伊藤邦武訳、岩波書店、1984 年、246 頁。

[25] カール-オットー・アーペル、「コミュニケーション共同体のアプリオリと倫理の基礎」（『哲学の変換』所収）、磯江景孜訳、二玄社、1986 年、301 頁。